

4 教人選第 141 号
令和 4 年 5 月 20 日

文 部 科 学 大 臣
各 都 道 府 県 知 事
各 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
都 内 各 区 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長
免 許 教 科 「 外 国 語 (イ ス パ ニ ア 語) 」 又 は
「 外 国 語 (ス ペ イ ン 語) 」 の 認 定 課 程 を 有 す る
各 国 公 私 立 大 学 長

殿

東京都教育委員会教育長
浜 佳葉子
(公印省略)

東京都教育委員会が教育職員免許法に基づき教育職員免許状を授与する場合の教科「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」の取扱いについて（通知）

教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）別表第 1 備考第 5 号イに定める「認定課程」では、「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」が別の免許教科であるとして認定が行われています。

一方で、言語学上は、「イスパニア語」はラテン語が語源の呼称、「スペイン語」は英語による呼称であり、両者は同一の言語を指すという考え方が通説となっています。

認定課程における免許教科が統一されていないことにより、新たに教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得する方に不利益が生じています。

こうした状況を踏まえ、東京都教育委員会は免許法に基づく免許状の授与等に関する事務において、下記のとおり課程認定上の教科「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」を同一の免許教科として取り扱うことといたしました。

つきましては、所轄庁及び授与権者におかれましては、当該免許状所持者を教員として任用する場合及び当該免許状所持者に新たな免許状を授与する場合は、御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1 取扱いの内容

課程認定における教科「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」を、同一の免許教科の課程認定として取り扱います。また、外国語（イスパニア語）の教科を定めた免許状及び外国語（スペイン語）の教科を定めた免許状は、同一の効力を有する免許状として取り扱います。

2 判断の理由

(1) 文部科学省による免許法の解釈

令和3年9月13日付けで文部科学省から、都道府県教育委員会が同一言語と判断する場合は、認定課程上の表記の異なる言語の免許状の単位を用いることは妨げないと考えている旨が示されたため

(2) 「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」を別の免許教科として取り扱った場合の申請者の不利益

「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」を別の免許教科として取り扱ったことで、以下のような不利益が生じています。

ア 専修免許状を取得するためには、原則として当該専修免許状と同一学校種・教科の一種免許状を所持している、又は所要資格を得ている必要があります。よって、高等学校教諭一種免許状（外国語（イスパニア語））を所持している者が、高等学校教諭専修免許状（外国語（スペイン語））の課程認定のみを有する大学院に入学した場合、現行の取扱いでは、当該者は高等学校教諭一種免許状（外国語（スペイン語））を所持していないため、専修免許状を取得できません。

イ 高等学校教諭一種免許状を所持し、当該免許状を使用した教員として実務経験がある者は、免許法別表第8により同一免許教科の中学校教諭二種免許状を取得することが可能です。しかし、高等学校教諭一種免許状（外国語（イスパニア語））を所持している者が、免許法別表第8により同一言語の中学校教諭二種免許状を取得しようと考え、中学校教諭一種免許状（外国語（スペイン語））の課程認定のみを有する大学で単位を修得した場合、現行の取扱いでは、当該者は高等学校教諭一種免許状（外国語（スペイン語））を所持していないため、中学校教諭二種免許状を取得できません。

3 東京都教育委員会の対応

1の取扱いを踏まえ、東京都教育委員会では免許状の授与等に関する事務を、以下のとおり行います。

(1) 本取扱いの施行日以降に授与する外国語（イスパニア語）又は外国語（スペイン語）

の免許状について

ア 東京都が授与する免許状の教科名

申請者の申告に基づき、外国語（イスパニア語）又は外国語（スペイン語）の免許状のいずれかを授与します。

両言語を併記した教科名（「外国語（イスパニア・スペイン語）」等）の免許状を授与することはありません。

イ 免許状取得に当たっての単位の修得方法

東京都教育委員会では、課程認定における免許教科「外国語（イスパニア語）」及び「外国語（スペイン語）」を同一の言語とみなしますので、「外国語（イスパニア語）」の認定課程において修得した単位及び「外国語（スペイン語）」の認定課程において修得した単位を組み合わせて、免許状を取得することができることとします。

(2) 本取扱いの施行日以前に授与した外国語（イスパニア語）又は外国語（スペイン語）の免許状について

ア 外国語（イスパニア語）及び外国語（スペイン語）の免許状の併有について

東京都教育委員会では、本取扱いの施行日以降外国語（イスパニア語）の免許状と外国語（スペイン語）の免許状は同一の効力を有する免許状とみなしますので、両方の免許状を授与することはありません。ただし、本取扱いの施行日以前に、外国語（イスパニア語）及び外国語（スペイン語）の免許状を併有している者については、両方の免許状が有効であるとみなします。

イ 免許状に記載されている教科名の変更について

東京都教育委員会が授与した外国語（イスパニア語）又は外国語（スペイン語）の免許状については、当該免許状の所持者が東京都教育委員会に対して再交付申請を行うことで、当該免許状に記載されている教科名を他方の言語の表記に変更することを可能とします。

4 施行日

本取扱いは、令和4年6月1日から施行することとします。

ただし、本取扱いの施行日の時点で、外国語（イスパニア語）及び外国語（スペイン語）の両方の免許状の所要資格を満たしている方又は当該免許状を両方取得するために大学等に在籍をしている方については、申告に基づき、従前のおり外国語（イスパニア語）及び外国語（スペイン語）の両方の免許状を授与することを可能とします。

東京都教育庁人事部選考課免許担当

仲谷、梅田、岡田、中尾

電話 03-5320-6788

メール S9000017@section.metro.tokyo.jp